

「食文化創造都市 臼杵」ロゴ 使用の手引き

臼杵食文化創造都市推進協議会

もくじ

1. はじめに	2
2. ロゴの種類	3
3. 使用条件	4
4. 使用までの流れ	5
5. 使用申請	6
6. ロゴマーク入手方法	6
7. 使用にあたっての注意事項	7
8. ロゴマークの使用例	9
9. Q&A	10

1. はじめに

この手引きは、「食文化創造都市 臼杵」ロゴを正しく使用するためのガイドラインをまとめたものです。

ロゴの考え方、仕組み、使用ルール、そして使用方法などについて紹介しています。

臼杵食文化創造都市の周知・広報活動などにおいて、ロゴを使用する際に本手引きをご活用ください。

ロゴ使用に関するお問合せ

臼杵食文化創造都市推進協議会

〒875-8501

大分県臼杵市大字臼杵 72 番 1（臼杵市役所 産業観光課内）

TEL：0972-63-1111（内線 4021）

FAX：0972-64-0203

e-mail：creative_city_usuki@city.usuki.oita.jp

発行日

初 版 2021 年 12 月

第二版 2022 年 4 月

2. ロゴの種類

使用できるデザインは次の6種類です。

[A-1 和文横]



[A-2 和文縦]



[B-1 和英横]



[B-2 和英縦]



[C-1 英文横]



[C-2 英文縦]



3. 使用条件

本ロゴは、白杵市または白杵食文化のPRにつながる印刷物などに使用できます。

また、使用しようとするときは、一部の場合（※）を除き、申請のうえ承認を受ける必要があります。

※ 申請が不要な場合

- 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- 個人が白杵市又は白杵食文化に関する非営利の情報発信をするために使用する場合

ただし、次のような場合は使用できません。

また、使用承認後に次のような事実が明らかになった場合、使用承認を取り消し使用物の回収を求めることがあります。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (3) 特定の政治的、思想的又は宗教的主張を表現したものに使用されると認められる場合
- (4) 白杵市暴力団排除条例（平成 23 年白杵市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条（同条第 1 項第 8 号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- (6) ロゴを使用しようとする者固有の標章であるとの誤解を与えるおそれがあると認められる場合
- (7) 白杵市及び白杵食文化創造都市推進協議会の信用又は品位を害するおそれがあると認められる場合
- (8) 白杵食文化創造都市推進の取組の意義を損ない、又は取組の正しい周知若しくは理解の妨げになるおそれがあると認められる場合
- (9) その他、白杵食文化創造都市推進協議会 会長が不適當であると認めた場合

4. 使用までの流れ

1

申請（詳細は6ページ参照）

「食文化創造都市 白杵」ロゴ使用承認申請書（様式第1号）を提出

2

承認

申請内容を確認のうえ、適正と認められる場合は承認

3

ロゴ使用

承認内容に基づき、ロゴを使用

4

使用報告（詳細は7ページ参照）

「食文化創造都市 白杵」ロゴ使用報告書（様式第4号）を提出

※1. 承認された使用期間を超えて使用する場合は、同期間終了前に再度申請が必要となります。

※2. 承認を受けた後、承認内容に変更が生じた場合は、変更に関する申請を行う必要があります。（詳細は8ページ参照）

5. 使用申請

1 必要書類

- 「食文化創造都市 臼杵」ロゴ使用承認申請書（様式第1号）
- その他必要と認められる書類等

※申請書の入手先※

- 臼杵食文化創造都市推進協議会公式 HP (<https://gastronomy-usuki.com/>)
- 臼杵市役所 臼杵庁舎 2階 産業観光課
- 臼杵市役所 野津庁舎 1階 市民生活推進課

2 提出先

〒875-8501

大分県臼杵市大字臼杵 72 番 1（臼杵市役所産業観光課内）

臼杵食文化創造都市推進協議会 事務局

6. ロゴマーク入手方法

申請の承認後に事務局よりご案内いたします。

■提供可能拡張子：AI / jpg / png

7. 使用にあたっての注意事項

1 表示方法

ロゴの適切な表示に関する事項（最小サイズ、カラーシステム、保護エリア、使用禁止例など）については、「食文化創造都市 臼杵 ロゴ使用マニュアル」をご参照ください。

2 使用料金

営利・非営利に関わらず、無料

3 使用期間

承認した使用開始年度の翌々年度末（3月31日）※最長3年間

例) 2022年4月10日に使用開始した場合

使用期間：2022年4月10日～2025年3月31日

4 使用報告

承認内容に基づきロゴを使用した後に、必ず使用報告を行ってください。

必要書類	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 「食文化創造都市 臼杵」ロゴ使用報告書（様式第3号）<input type="checkbox"/> その他必要と認められる書類等 <p>※申請書の入手先：臼杵食文化創造都市推進協議会公式 HP</p>
提出先	〒875-8501 大分県臼杵市大字臼杵 72 番 1（臼杵市役所産業観光課内） 臼杵食文化創造都市推進協議会 事務局

5 変更申請

承認内容に変更が生じた場合は、必ず変更に関する届け出を行ってください。

必要書類	<ul style="list-style-type: none">□ 「食文化創造都市 臼杵」ロゴ使用承認内容変更申請書（様式第4号）□ その他必要と認められる書類等 <p>※申請書の入手先：臼杵食文化創造都市推進協議会公式HP</p>
提出先	〒875-8501 大分県臼杵市大字臼杵72番1（臼杵市役所産業観光課内） 臼杵食文化創造都市推進協議会 事務局

6 その他

- 使用者は、使用許可の権利を第三者に譲渡し、又は再許諾することができません
- ロゴの使用によって生じる問題について、臼杵市及び臼杵食文化創造都市推進協議会は一切関知しません。苦情等が生じた場合は、使用者の責任で必要な処理を行ってください。
- 使用者が次のいずれかに該当した場合は、ロゴの使用承認を取り消し、使用の停止を命じるとともに、ロゴが使用された物品等の回収を行います。
 - (1) 「食文化創造都市 臼杵」ロゴ使用管理要綱第7条各号のいずれかに該当すると認められるに至った場合
 - (2) 「食文化創造都市 臼杵」ロゴ使用管理要綱の規定に違反した場合
 - (3) 使用承認申請に虚偽があることが判明した場合
 - (4) その他使用承認の取り消しが適当であると臼杵食文化創造都市推進協議会 会長が認めた場合

8. ロゴマークの使用例

利用者等	使用媒体
個人（※）	SNS、ブログ、電子メールなど
商店・飲食店	のぼり、イベント告知ポスター、ホームページ、ちらし、包装紙、看板、ポスター、メニューなど
教育機関	生徒への配付物、ポスター、ホームページなど
民間企業	名刺、ポスター、ホームページ、粗品など
商品（販売目的）	食品、日用品、雑貨、各種グッズなど

※ 使用可能な媒体や使用方法などについてご不明点がある場合は、事前にご相談ください。

※ 個人利用に際しては、非営利目的の場合は申請不要ですが、営利目的の場合は必ず申請のうえ承認を受けてからご使用ください。

9. Q&A

■ 個人による非営利の使用

Q. 年賀状にロゴを印刷して臼杵市を紹介しようと思いますが、申請が必要ですか？

A. 個人が使用マニュアルを守り非営利で使用する場合、申請手続きは不要です。

Q. ロゴのデザインが気に入りました。自分の持ち物にロゴを印刷してもいいですか？

A. 臼杵市や臼杵食文化をPRすることを目的として、使用者固有のロゴだと誤解されないような方法で使用してください。

■ 営利での使用

Q. 営業用の名刺に使いたいのですが。

A. 名刺に使う場合、特に大きさに気を付けてください。シンボルマークの各要素が判別できるよう、ロゴマニュアルに従って15mm以上（印刷の方法によっては、更に大きくする必要があります。）にしてください。

Q. 臼杵市出身ですが市外で農家をしています。臼杵市を紹介するため野菜のパッケージにロゴを使用してもいいですか？

A. ロゴの使用により商品が臼杵市産であるなどの誤解を招くおそれがあるので、商品のパッケージには使用しないでください。なお、商品とは別に臼杵市を紹介する印刷物などを作成する場合はロゴを使用できます。

Q. 東京で料理教室の講師をされており、次回の講座は臼杵の行事食をテーマにする予定です。臼杵市産の食材を使わないと、チラシやホームページでの紹介にロゴを使用できませんか？

A. 臼杵の食文化を紹介する目的でロゴを使用できます。ただし、使用食材について臼杵市産との誤解を招くことのないようにしてください。

Q. 印刷業者に依頼してチラシを作ってもらいます。この場合、印刷業者が申請するのでしょうか？

A. 商品やチラシを発注する人（事業所）が申請します。申請様式に依頼先を記入する欄がありますので、必ず記入してください。依頼先となる個人や事業者は、承認を受けた事項に限り一時的にデータを使用できるものとします。

Q. 商品のパッケージにロゴを印刷しました。使用期間を過ぎて残った在庫はもう販売できませんか？

A. 承認された使用方法で期間（承認の日から最長3年間）内に作製したものであれば、そのまま販売して構いません。新たに作製する場合は改めて申請手続きをしてください。

Q. イベント用ポスターにロゴを印刷するため使用承認をもらいました。当日のパンフレットにもロゴを使用したい場合、新たに申請する必要がありますか？

A. 別の目的物に使用することになるため、新たに申請をしてください。
なお、一つのイベントで二種類以上の目的物にロゴを使用する場合や年間の使用計画が決まっている場合などは、まとめて申請手続きをすることもできます。

Q. イベント用チラシへの使用承認を受けた後にイベントの内容が変更になりました。ロゴはそのまま使用して構いませんか？

A. 変更が著しい場合は改めて申請が必要となる場合もありますので、早めにご相談ください。

Q. ロゴのシールを作って商品に貼付します。申請はシールについてだけすればよいですか？

A. シールについて申請する際、シールを貼る予定の商品一覧等も併せて提出してください。

■ 共通

Q. 使用料はかかりますか？

A. 営利・非営利に関わらず、使用料は無料です。

Q. シンボルマーク部分だけを使用できますか？

A. ロゴの一部分だけを使用することはできません。文字部分と一体で使用してください。

Q. ロゴをモノクロ印刷してはいけませんか？

A. ロゴの印刷にはなるべく指定の色もしくはこれに近い色を使用してください。モノクロ印刷物等に使用する場合に限り、黒色での印刷も認めます。黒以外の一色での印刷はしないでください。

Q. ロゴのシンボルマーク部分が細かくてよくわからないので、線を強調するなどしてもいいでしょうか？

A. ロゴのデザインに変更を加えることは認められません。拡大・縮小する場合でも、縦横の比率や角度等変更せずに使用してください。